

1 議事日程（2日目）

〔平成28年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成28年9月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 議案第76号 市道路線の認定について
- 日程第3 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第79号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第80号 平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 意見書第1号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書
- 日程第8 意見書第2号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺 剛	議員	2番	船 越 隆 之	議員
3番	木 村 彰 人	議員	4番	森 田 正 嗣	議員
5番	有 吉 重 幸	議員	6番	入 江 寿	議員
7番	笠 利 肇	議員	8番	徳 永 洋 介	議員
9番	宮 原 伸 一	議員	10番	上 疆	議員
11番	神 武 綾	議員	12番	小 畠 真由美	議員
13番	陶 山 良 尚	議員	14番	長谷川 公 成	議員
15番	藤 井 雅 之	議員	16番	門 田 直 樹	議員
17番	村 山 弘 行	議員	18番	橋 本 健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

市 長	芦 刈 茂	副 市 長	富 田 讓
教 育 長	木 村 甚 治	総務部長	石 田 宏 二
地域健康部長	友 田 浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原 口 信 行
建設経済部長	井 浦 真須己	市民福祉部長	濱 本 泰 裕
観光推進担当部長 兼観光経済課長	藤 田 彰	教 育 部 長	緒 方 扶 美
上下水道部長	今 村 巧 児	教 育 部 理 事	江 口 尋 信

総務課長	田中 總	経営企画課長	山浦 剛志
地域づくり課長	藤井 泰人	市民課長	行武 佐江
都市計画課長	木村 昌春	社会教育課長	中山 和彦
上下水道課長	古賀 良平	監査委員事務局長	渡辺 美知子

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿部 宏亮	議事課長	花田 善祐
書記	山浦 百合子	書記	高原 真理子
書記	力丸 克弥		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 諒問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」を議題とします。

ここで、地方自治法第117条の規定により船越隆之議員の退場を求めます。

（2番 船越隆之議員 退場）

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諒問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諒問第3号は適任として答申することに決定しました。

（適任 賛成16名、反対0名 午前10時01分）

○議長（橋本 健議員） ここで、船越隆之議員の入場を認めます。

（2番 船越隆之議員 入場）

○議長（橋本 健議員） 船越隆之議員に申し上げます。

ただいまの諒問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて」は適任とし

て答申することになりましたので、お知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第76号 市道路線の認定について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第76号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第76号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第77号 太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第77号「太宰府市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第77号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第4 議案第78号 平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第78号「平成28年度太宰府市一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がございますので、これを許可します。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） 予算の関係ですけれども、ページが12ページと15ページにつながっていますので、歳入と歳出があります。補正予算でわざわざ17款1項2目1節の企画費寄附金がふるさと太宰府応援寄附1,000万円が出ておりましたので、これは他市のほうからどなたかが寄附をしていただいたところでこの計上があったのかなと思いましたが、後ほど聞きますとそうじやなくて、今後の問題ということのようです。

それにあわせて15ページにも書いていますけれども、これもふるさと納税をもらった場合に、納税関連事業の委託料が760万円ほど要るというようなことでしたので、このことについても、それについては1,000万円のうち760万円も出すというのはどういうことかなと思っておりました。これについては、最初言いましたように、私が内容確認をしなかった部分もありましたことから、今後の問題として、この2点について説明をしていただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） おはようございます。

1項目めと2項目めは関連がございますので、あわせてご回答を申し上げます。

ご存じのとおり、これまで本市におきましては地方税法第314条の7第1項第1号に基づきます自治体への寄附により減税措置が受けられる、いわゆるふるさと納税につきましては、返礼品等の制度を設けておりませんで、したがいまして太宰府の寄附につきましては、返礼品を目的としない方々からのご寄附のみでございました。

その一方で、昨今、特に昨年でございますけれども、テレビを初めといいたしますマスメディアでこのふるさと納税制度とともに返礼品の紹介をすることが増えたこともございまして、本市市民の中でこの制度を活用いたしまして、他自治体へ寄附をされる方が増加をしております。減税措置による税収の減少も大きくなっていますというような状況でございます。

このようなことから、本市でも返礼品を商工会などと連携をいたしまして準備をいたしまして、本市への寄附の促進を図ろうとするものでございます。

返礼品制度を設けているほとんどの自治体におきましては、寄附の受け付けから返礼品の発送まで一括して代行する民間会社のインターネットサイトに返礼品を掲載いたしまして、寄附を募っております。本市もそのような方法をとりたいと考えておるところでございます。

歳入予算の1,000万円につきましては、あくまで目標額でございまして、1万円の寄附が1,000件あるものとして計上させていただいているものでございます。

次に、歳出予算に計上いたしております760万円の内容についてでございますけれども、これは先ほど申しました代行業者への代行手数料のほか、返礼品の購入費用でありますとか返礼品の配送費用、そういうものを当て込んだ計上でございます。

説明は以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はございますか。

10番上疆議員。

○10番（上 疆議員） それで結構ですが、この補正予算でこういう計上をすること自体が問題があるかなと思います。できたら来年度は、歳入は入れないで、歳出のほうは新年度の中に入れて、そういうことにやっていただけれどと思つておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

（10番上 疆議員「要りません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

議案第78号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第79号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」及び日程第6、議案第80号「平成28年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第79号及び議案第80号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第7 意見書第1号 返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第7、意見書第1号「返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番堺剛議員。

[1番 堀剛議員 登壇]

○1番（堺 剛議員） 意見書の提出をさせていただきます。

題名のほうは、返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書。

太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出させていただきます。

理由といたしましては、学ぶ意欲のある学生が経済的理由で進学を断念することなく、安心して勉学に励めるようするためということでございます。内容につきましては、読み上げさせていただきます。

返済不要の「給付型奨学金」の創設及び無利子奨学金の拡充を求める意見書。

現行の国の奨学金制度は、独立行政法人日本学生支援機構を通じて学生に貸与し、その返済金を次世代の奨学金の原資とする形で運営されています。

この奨学金制度は、国立大学、私立大学とも授業料が高どまりしていることなどが背景となって、利用者は2016年度大学生らの約4割に当たる132万人と増加傾向にある一方、非正規雇用などによって卒業後の収入が安定せず、奨学金の返済に悩む人が少なくない。

そのような中、政府は6月2日に閣議決定したニッポン一億総活躍プランにおいて、返済不要の給付型奨学金の創設を検討することを盛り込んだ。

現在、OECDに加盟する34カ国のうち、給付型奨学金制度がないのは日本とアイスランドだけである。

よって、政府においては、納税者である国民の理解も得つつ、学生が安心して勉学に励めるよう、返済不要の給付型奨学金の創設や無利子奨学金の拡充など具体的な経済支援策として、下記の事項について取り組むことを強く求める。

記。

1、学ぶ意欲のある若者が経済的理由で進学を断念することがないよう、奨学金や授業料減

免などの支援を拡充するとともに、貧困の連鎖を断ち切るため、2017年度を目途に給付型奨学金を創設すること。

2、希望する全ての学生等への無利子奨学金の貸与を目指し、有利子から無利子への流れを加速するとともに、無利子奨学金の残存適格者を直ちに解消すること。

3、低所得世帯については学力基準を撤廃し、無利子奨学金を受けられるようになります。

4、返還月額が所得に連動する新所得連動返還型奨学金制度については、制度設計を着実に進め、既卒者への適用も推進すること。あわせて、現下の低金利環境を踏まえ、有利子奨学金の金利を下げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今提案ございました1から4のうちの4番に関連してお伺いをさせていただきたいと思います。

4番の項目にございます新所得連動返還型奨学金制度というのは、現行の制度のとおり一定額を15年で返済する低額返済型と、年収に応じて返す月額が決定される新所得連動返還型の選択になるというふうに理解しておりますが、後者の連動返還型については収入が0円であっても最低2,000円の返済となりまして、収入がなかった期間については免除ではなく現状無期限なんですけれども返還猶予に期限を設けるというふうになっているんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） ご質問の内容にお答えいたします。

今回のその2,000円、無収入の方でも2,000円ということで、今回文部科学省のほうで3月に有識者会議の報告書を取りまとめた内容についてご説明を少しさせていただきたいと思いますが、2,000円という金額がまず妥当かどうかということで、国のほうといたしましては、検討事項として0円、2,000円、3,000円及び5,000円という設定条件のもとで精査した結果、今回2,000円というのが、金額が2,000円から5,000円では条件が若干の回収割合、要するに国のほうとしましては税金を投与いたしますので、回収義務というのが発生いたします。それと、あともう一つは、ほかにお支払いをされている、返納されている学生さんたちの平等性を保つ、そういう観点からこういう精査を行ったわけですけれども、5,000円というのは高額であるというふうに考えられる現行の中で、基準としては、通信教育の面接授業機関の3,666円、これを上回らないということで、できるだけ返還を緩和する観点から2,000円という設定をされたみたいでございます。

そして、このことを考えますと、今までこれまでの定額型の返還型では、返還月額が1万

4,400円、これに対して今回2,000円という形になっていきますので、かなり軽減をされているんではないかなというふうに思います。

また、それでもお支払いが困難であるといった場合はどうするかといいますと、それでも返還が困難となった場合に返還猶予制度を新たに今、拡充をされてあるところでございます。特に奨学金の家計の支持者ら、親の世帯になると思いますが、その方たちが300万円以下の世帯につきましては、申請可能年数について現行制度と同じく期間の制限を設けないことが適当であるというふうな回答が一応上がってきております。

いずれにしましても、今回私がこの意見書で4項目でお願いしたいことが、この制度については制度設計を着実に進める、この内容を拡充する。今のご意見はごもっともだと思います。だから、そのあたりまで含めた上での議論を今から先、冬までかけて議論されていく過程において、来年度の成立に向けて動き出しておりますので、そのあたりもしっかりと意見書の中に着実に進めてくださいという内容では取りまとめてありますので、ご理解賜りたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 確認になりますけれども、私が提案理由を今お聞きした限りだと、1から3の部分と4の部分、4は現状への対応なのかなというふうに理解しましたけれども、私の個人的な、今お聞きしての理解ですけれども、あくまでも意見書の趣旨というのは、タイトルにあります返済不要の給付型の奨学金の創設及び無利子奨学金の拡充を求めるというのが中心点にあるということを確認しておいてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） それは結構だと思います。いずれにしましても、我が党の公明党をいたしました、立党から5年後、1969年だと思いますが、奨学金拡充に向けて取り組みをしてまいりました。今回、一億総活躍プランということで国が打ち出しまして、ようやく創設ということまで踏み込むことができました。2017年度の会議に向かってはこの拡充をしっかりと求めていきたいと、こういう意見書でございますので、ご理解賜りたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 再々質問ではありません。通告もしていない中、誠実なお答えをいただきましてありがとうございました。  
終わります。

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 意見書第2号 教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第8、意見書第2号「教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

8番徳永洋介議員。

[8番 徳永洋介議員 登壇]

○8番（徳永洋介議員） 意見書第2号を提案させていただきます。

今、子どもたちの生活環境は大きく変化しています。その解決のためにも、一人一人の子どもたちに対するきめ細かな対応が必要となっています。

意見書第2号「教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」。

太宰府市議会会議規則第13条第1項により、上記の意見書を別紙のとおり提案をいたします。

提案の理由説明につきましては、意見書を朗読して提案にかえさせていただきます。

教職員定数改善、義務教育費国庫負担拡充を求める意見書。

日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は、極めて重要です。現在、社会状況等の変化により、学校は一人一人の子どもに対するきめ細かな対応が必要となっています。

日本は、OECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒数や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっています。しかしながら、第7次教職員定数改善計画の完成後10年もの間、国による改善計画のない状況が続いています。自治体が見通しを持って安定的に教職員を配置するためには、国段階での国庫負担に裏づけされた定数改善計画の策定が必要です。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。一人一人の子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高めるための教育環境を実現するためには、教職員定数改善が不可欠です。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され非正規教職員も増え、教育条件格差が生じています。子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、子どもたち一人一人の教育の機会を保障し、教育水準の維持向上を図るために、政府におかれましては、下記のとおり実現されますよう強く要望します。

記。

- 1、子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、9月14日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会します。

散会 午前10時23分

~~~~~ ○ ~~~~~